

概要版

つながる つなげる

東広島市 子ども・子育て 支援事業計画

育ちあいのまちづくり

平成27年3月
東広島市

子ども・子育て支援事業計画とは？

急速な少子高齢化の進行により、就労人口の減少、社会保障費の増加、地域活力の低下など、地域経済への深刻な影響が表れ始めています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化、結婚や子どもを生み育てることに対する意識の変化など、子どもと子育てを取り巻く環境も変化してきています。

こうした課題の解決に向けて、平成24年 8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年 4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートします。新制度では、子どもの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、社会全体で「子どもの最善の利益」が実現されることを目指しています。

この計画は、子ども・子育て支援法に基づいて、幼児教育・保育の提供、待機児童の解消、地域の子育て支援の一層の充実などの取り組みを総合的に推進するために策定しました。



内閣府「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間の第1期とします。その後、5年に1回、計画の見直しを行い、次期計画を策定するサイクルで進めていきます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	・・・
		第 1 期							
				見直し		第 2 期			
								見直し	第 3 期

基本理念

つながる つなげる 育ちあいのまちづくり

～ すべての親子に子育て支援を すべての市民が子育て支援者に
そして元気なまちづくり ～

- ☆ 子どもがその人権を尊重されて健やかに成長し、家庭や地域で学ぶことにより自立できる子どもに育ちます。
- ☆ 保護者が、子どもの成長を喜びながら、責任をもって子育てをします。
- ☆ 子どもと子育て家庭を取り巻く地域のすべての人々が子育ての意義について理解を深め、それぞれの立場で子育て支援に参画します。そして、地域社会全体がつながりをもったあたたかなネットワークとなって子どもや子育て家庭を支えるまちをつくります。
- ☆ 子どもたちの成長と笑顔によって、東広島市のすべての人が輝く元気なまちをつくります。



つながる つなげる 育ちあいのまちづくり

すべての親子に子育て支援を
すべての市民が子育て支援者に
そして元気なまちづくり

子ども



【子どもの視点】

- 「子どもの最善の利益」が実現されます
- 健やかに成長します
- 家庭や地域でいろいろなことを学びます
- 自立できる子どもに育ちます

【家庭・親の視点】

- 子どもの養育・教育を行います
- 子どもが最も安心できる場にします
- 家族が尊重しあい、みんなで協力します
- 子育てに喜びを感じ、子どもとともに成長します



家庭・親



【地域の視点】

- 「子どもの最善の利益」を実現します
- 結婚や子どもを生み育てたいという希望がもてる環境をつくれます
- 子どもと親が心身ともに健康に生活できるように支援します
- 地域全体で子どもと親の成長を見守り、支援します
- 子育てと仕事の両立ができる環境をつくれます
- 子どもの社会性の向上や自立を支える教育環境をつくれます
- 子どもが安全に生活できる環境をつくれます



子どもと子育て家庭への支援

地域の子育て支援力の強化

仕事と子育ての両立支援

子どもの教育環境の整備

地域

計画の取り組み

基本目標1

子どもと子育て家庭への支援

基本施策と主な取り組み

1 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

- ☆ 結婚・妊娠・出産・育児へのポジティブな意識を醸成します
- ☆ 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行います
- ☆ 親の子育て力を強化する取り組みを行います

2 ひとり親家庭の自立支援の充実

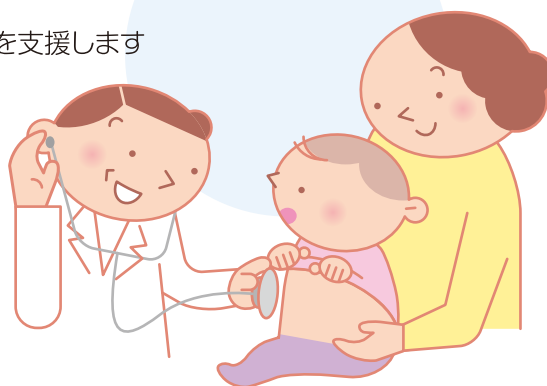
- ☆ ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、自立を支援します

3 障害のある子どもへの支援の充実

- ☆ 発達障害のある子どもへの支援を行います
- ☆ 障害のある子どもに対する相談体制を充実させます

4 子どもと女性の人権擁護

- ☆ 児童虐待を防止する取り組みを推進します
- ☆ 人権教育・啓発を推進します



基本目標2

地域の子育て支援力の強化

基本施策と主な取り組み

1 地域における子育て支援の充実

- ☆ 基幹型子育て支援センターの機能を強化します
- ☆ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を充実させます

2 子育て支援のネットワークづくり

- ☆ 子育て当事者のネットワークづくりを推進します

3 相談・情報提供体制の充実

- ☆ 子ども・子育て応援Webサイトの構築など、子育て情報提供体制を強化します
- ☆ 子育て相談体制を強化します

4 子育てしやすい市民協働のまちづくり

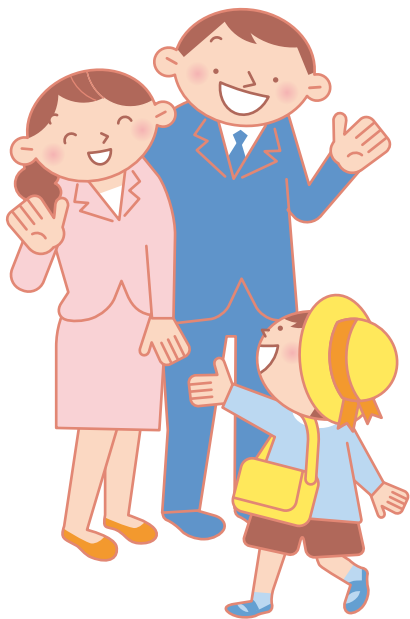
- ☆ 若い世代のボランティア活動を活性化させます
- ☆ 高齢者の地域活動への参加を推進します



基本目標 3

仕事と子育ての両立支援

基本施策と主な取り組み



1 多様な教育・保育サービスの充実

- ☆ 利用者支援事業を実施します
- ☆ 施設型給付による保育所（園）、幼稚園、認定こども園を充実させます
- ☆ 地域型保育給付による保育サービスを提供します
- ☆ 地域の子ども・子育て支援を充実させます

2 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス

- ☆ 男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します

3 働く女性の応援

- ☆ 働くことに関する女性の不安を解消するための取り組みを推進します

4 若い世代の自立支援

- ☆ 若い世代の自立に向けた意識を醸成します

基本目標 4

子どもの教育環境の整備

基本施策と主な取り組み

1 保育・幼児教育の質の向上

- ☆ 保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校の連携を推進します
- ☆ 保育・幼児教育を充実させます

2 教育力のさらなる向上

- ☆ 「学校教育レベルアッププラン」を推進します
- ☆ 子どもの健康・体力づくりを推進します
- ☆ 子どもの読書活動を推進します

3 青少年の健全育成

- ☆ 放課後の子どもの居場所づくりを推進します
- ☆ 青少年のための子育て体験学習を実施します
- ☆ 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援を行います

4 子どもの安全・安心の確保

- ☆ 子育て家庭が暮らしやすい環境を整備します
- ☆ 子どもの安全を確保する取り組みを推進します



計画の推進方策

この計画では、幼児教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供区域、量の見込み（利用ニーズ）、確保方策（提供量と方法）、実施時期を示しています。

* 提供区域とは・・・ 保護者が自宅から容易に移動することができる場所で、質の高い教育・保育、子育て支援を受けることができるように、地理的条件、人口、交通事情などの地域の実情に応じて設定した区域です。



認定区分

新制度では幼児教育・保育の利用にあたって、その必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

区分		利用できる施設
1号認定	教育を必要とする3歳以上の児童	幼稚園・認定こども園*
2号認定	保育を必要とする3歳以上の児童	保育所（園）・認定こども園
3号認定	保育を必要とする3歳未満の児童	保育所（園）・認定こども園・地域型保育**

* 認定こども園とは・・・ 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
** 地域型保育とは・・・ 3歳未満の児童を対象として小規模な保育や保育者の家庭等で実施する事業です。

教育・保育の見込み量と確保方策

【幼児教育（1号認定）】

◎ 提供区域と確保方策

提供区域	現状（施設数）	確保方策
西条・八本松・高屋	9か所	既存の幼稚園や保育所（園）の認定こども園への移行等により拡充します。
志和	なし	既存の保育所（園）の認定こども園への移行により拡充します。
黒瀬	3か所	既存の幼稚園により実施します。
福富	なし	既存の保育所（園）の認定こども園への移行により拡充します。
豊栄	なし	既存の保育所（園）の認定こども園への移行により拡充します。
河内	1か所	既存の幼稚園により実施します。
安芸津	1か所	既存の幼稚園により実施します。

◎ 1号認定（教育を希望する3歳以上の児童）の平成31年度の量の見込みと確保方策

〔人〕

平成31年度	区分	西条・八本松・高屋	志和	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津
	量の見込み	1,849	32	135	9	0	32	43
	確保の内容	2,110	40	339	15	15	100	50
	達成状況	+ 261	+ 8	+ 204	+ 6	+ 15	+ 68	+ 7

【保育（2号・3号認定）】

◎ 提供区域と確保方策

提供区域	現状（施設数）	確保方策
西条北部	14 か所	教育・保育施設4か所の新規開設、保育所（園）1か所の増築により拡充します。
西条南部	3 か所	教育・保育施設2か所の新規開設により拡充します。
八本松	7 か所	教育・保育施設2か所、地域型保育事業1か所の新規開設により拡充します。
志和	4 か所	既存の保育所（園）により実施します。
高屋	5 か所	教育・保育施設1か所、地域型保育事業1か所の新規開設により拡充します。
黒瀬	7 か所	地域型保育事業1か所の新規開設により拡充します。
福富	2 か所	既存の保育所（園）により実施します。
豊栄	1 か所	既存の保育所（園）により実施します。
河内	2 か所	既存の保育所（園）の利用定員増により拡充します。
安芸津	3 か所	既存の保育所（園）により実施します。

◎ 2号（保育を必要とする3歳以上の児童）の平成31年度の量の見込みと確保方策

〔人〕

平成 31 年度	区分	西条北部	西条南部	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津
	量の見込み	1,122	332	511	67	350	285	37	37	63	81
	確保の内容	1,264	338	559	151	446	400	54	52	88	152
	達成状況	+ 142	+ 6	+ 48	+ 84	+ 96	+ 115	+ 17	+ 15	+ 25	+ 71

◎ 3号（保育を必要とする3歳未満の児童）の平成31年度の量の見込みと確保方策

〔人〕

平成 31 年度	区分	西条北部	西条南部	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津
	量の見込み	809	123	285	40	216	172	10	15	28	42
	確保の内容	809	132	295	69	238	190	26	18	32	48
	達成状況	0	+ 9	+ 10	+ 29	+ 22	+ 18	+ 16	+ 3	+ 4	+ 6

地域子ども・子育て支援事業の主な確保方策

事業	確保方策
利用者支援事業	身近な場所で教育・保育施設の情報提供や相談対応を行う事業です。 「西条」で2か所、「八本松・志和」、「高屋」、「黒瀬」、「福富・豊栄・河内」、「安芸津」のそれぞれ1か所で実施します。
地域子育て支援拠点事業	現在、17か所で実施しており、新たに「西条南部」に1か所、「黒瀬」に2か所設置します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。
一時預かり事業	保育所（園）における一時預かり事業です。 新規開設を予定している保育所（園）に対し、事業の実施を要請していきます。
病児保育事業	現在、3か所で実施しており、小児科医を中心として事業を担う資質がある事業者との協議を続け、新規の設置に向けて取り組みます。
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	現在、34小学校区において運営しています。 高学年の受入について、平成27年度から、施設的に余裕が見込まれる地域（志和・福富・豊栄・河内）で先行して開始し、利用者数や指導方法等を把握します。把握した利用動向や地域特性をふまえて受け皿を確保し、4年生から順次拡大するなどの対応を行い、計画期間内に供給量を確保します。

「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み

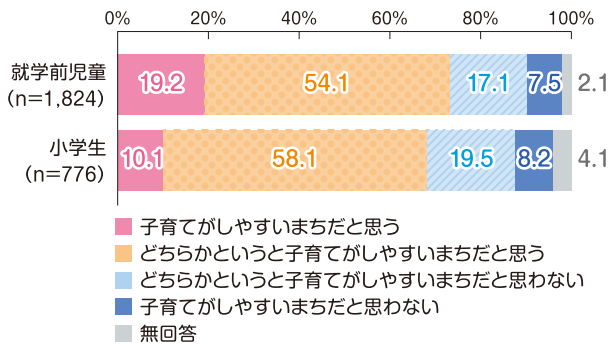
「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量：32 か所

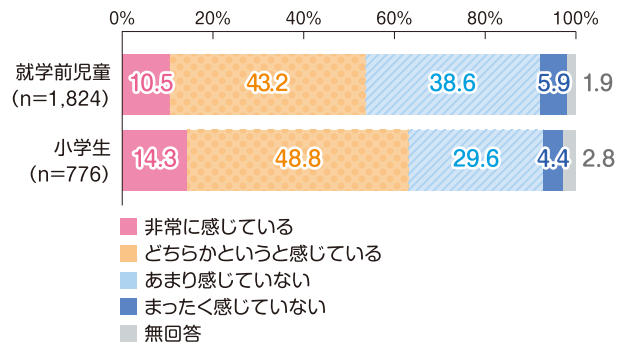
子育てに関する市民のみなさんの思い

計画をつくる際の参考とするため、アンケート調査を実施し、市内に住む子育て家庭にご意見を伺いました。
(n= 回答数)

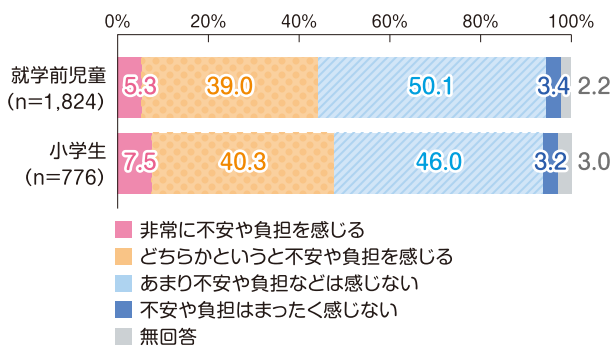
東広島市が子育てしやすいまちだと思うか



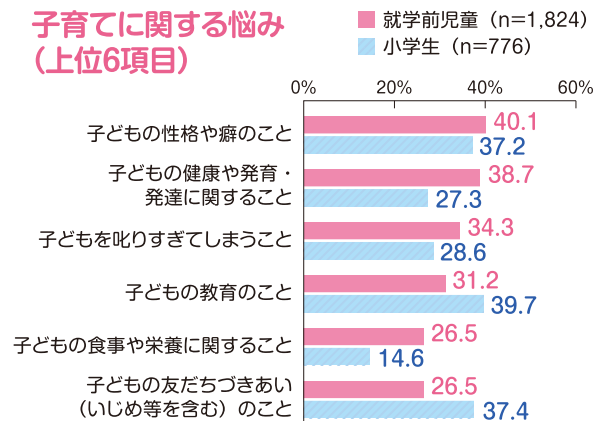
子育てが地域の人々や社会に支えられていると感じるか



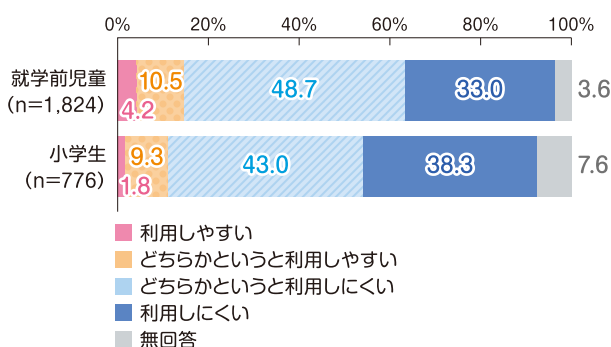
子育てに対する不安感



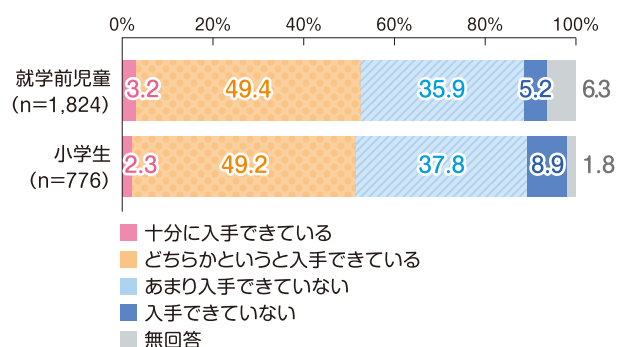
子育てに関する悩み (上位6項目)



相談に対する満足度



情報提供に対する満足度



東広島市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

平成27年3月

発行：東広島市

編集：東広島市 福祉部 こども家庭課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

電話 /082-420-0407 FAX/082-424-1678

E-mail/hgh200407@city.higashihiroshima.lg.jp

